令和2年7月オレンジ勉強会

第三者情報取得申立て (預貯金) について

令和2年7月17日 弁護士 根岸 美香

第1 事案の概要

- 第2 債務者の預貯金の情報を知る方法
 - 1 債務者から聞く。

債務者と連絡がつけば、もっともこの方法が簡便。

また、債務者との連絡を通して、強制執行によらずに支払ってもらうよう促すこと もできる。

2 23条照会

弁護士法23条の2に基づく照会

(1) 手数料

手数料は、簡易書留郵送代込みで4590円。

同一照会理由で、同一照会事項の場合は、2件目以降は、簡易書留郵送代込みで2060円追加。なお、ゆうちょ銀行への照会は、2200円追加で必要。

(2) 全店照会

全店照会に応じる銀行は、埼玉弁護士会の弁護士会照会の場合、ゆうちょ銀行、 三菱UFJ銀行、みずほ銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等限られている。

- (3) 債務者に対する通知
 - 23条照会があった旨、債務者に通知がなされることがある。
- 3 第三者からの情報取得手続(預貯金)
 - (1) 手数料
 - 1件5000円。第三者が増えるごとに4000円追加。
 - (2) 全店照会

第三者として、当該法人に対して情報提供を申し立てるので、全店の口座情報の 提供を求めることになる。

(3) 債務者に対する通知

第三者から情報提供書が提供された後1ヶ月を過ぎた時点で、債務者に情報提供 命令に基づいて財産情報が提供された旨の通知書が送付される。

- 第3 第三者からの情報取得申立て(預貯金)
 - 1 必要書類等
 - ① 申立書
 - ② 当事者目録の写し
 - ③ 請求債権目録の写し
 - ④ 財産調査結果報告書
 - ⑤ 財産調査結果報告書の添付資料 (不動産登記事項証明書等)
 - ⑥ 債務名義等還付申請書
 - ⑦ 執行力のある債務名義正本

- ⑧ ⑦の送達証明書
- 9 ⑦及び⑧の写し
- ⑩ (申立人が法人の場合) 申立人の資格証明書(申立2か月前のもの)
- ① (債務者が法人の場合) 債務者の資格証明書(申立1か月前のもの)
- ② 第三者の資格証明書(申立1か月前のもの)
- ③ レターパック 第三者の人数分
- 4 返信用切手
- ⑤ 収入印紙 1000円分
- 2 申立書記載の注意事項
 - (1) 債務者, 第三者の特定を意識する。

ア 債務者が個人の場合には、氏名のほか、名称のふりがな、旧姓と旧姓のふりがな、旧住所、生年月日、性別など、債務者を特定する事項をできるだけ記載する。

イ 住所も,「丁目,番,号」を省略すべきでない。

(2) 請求債権の特定を意識する。

請求債権の記載だけで債権が特定できるようにする(裁判所の名前,事件番号,債務名義の種類)。

第4 第三者からの情報取得手続(預貯金)

- 1 申立て
- 2 情報提供命令発令
 - (1) 第三者と申立人に情報提供命令正本が送付される。
 - (2) 情報提供命令正本とともに債務名義が、申立人に返送される。
- 3 第三者からの情報提供
 - (1) 第三者からの情報提供に、期限の定めはない。
 - (2) 第三者からの情報提供書が提出された後, 1か月経過後に債務者に対し、情報提供命令に基づいて財産情報が通知された旨の通知がなされる。

第5 第三者からの情報取得手続の補足

不動産情報と勤務先情報の取得の場合には、情報提供命令正本が第三者に送付される前に、債務者に送付され、不服申立て(執行抗告)の機会が与えられる。

以上